平成２７年（フ）第５１１号
名古屋市中村区藤江町１丁目４番地
債務者　田舎片惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８号
熊本県荒尾市万田175番地
債務者　石井　勝吉
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第９１号
青森県弘前市大字山崎１丁目２番地10　小林住宅
債務者　齊藤　雄希
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１４号
神奈川県横須賀市久比里２丁目17番９号　ハイツモーレアＣ―203
債務者　佐野　知子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５５３号
東京都羽村市羽中３丁目16番37号柏Ｂ201
債務者　鴨下　　晃
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８５７号
大阪府茨木市真砂１丁目23番１号　ヴィベール壱番館202号
債務者　濵田慎太郎
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１４号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番36―904号
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０２７号
横浜市泉区桂坂１番地４
債務者　水嶋　裕幸
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０８６号
横浜市緑区鴨居７丁目１番31号　ガーデンレフア201号
債務者　古屋鋪あゆみ
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７５号
東京都西東京市田無町５丁目７番24―221号
債務者　近藤　國助
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６０号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の238市営第２浜表団地Ｇ―101、前住所静岡県浜松市西区舞阪町浜田598番地
債務者　宮崎まさゑ
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９６１号
神奈川県大和市福田７丁目６番地１　ニューライフ山下Ａ―103
債務者　深井　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７８号
横浜市神奈川区羽沢町917番地　羽沢グリーンハイツ７棟109号
債務者　中曽根　忠
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７９号
横浜市神奈川区羽沢町917番地　羽沢グリーンハイツ７棟109号
債務者　中曽根敬子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１７５号
横浜市磯子区中原１丁目４番２―403号
債務者　早川　政希
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部